

指名停止業者一覧(令和8年10月5日現在)

No.	業者名	所在地	指名停止期間	理 由	備 考
1	株式会社武翔総合管理	東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号 BS第2ビル	令和7年12月23日から 令和9年6月22日まで (18か月間)	「保育園給食調理業務(第三ひもんや保育園)」の履行にあたり、当該業者へ再三改善指導を行ったが改善されず、改善報告書の提出を求めたが、期日までに提出されなかったため。 また、区と何ら調整もなく、契約を解除したい旨を一方的に通知し、区に混乱を招くなど不誠実な対応を取ったため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第1 2(1) 及び 別表第2 6(2) ※第4条第1項適用
2	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野七丁目11番1号	令和8年1月13日から 令和8年11月12日まで (10か月間)	特定地方公共団体等が発注した特定跨線橋点検等業務に関する競争入札において、受注者や入札価格等を事前に調整する談合を繰り返し、競争を実質的に制限したため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3)
3	丸栄調査設計株式会社	三重県松阪市大口町102番地2			
4	スバル興業株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目5番2号	令和8年5月18日から 令和8年10月17日まで (5か月間)	特定道路清掃業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公益の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限したため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3) ※第4条第1項適用 (期間短縮)
5	日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都千代田区麹町五丁目1番地			
6	株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号	令和8年6月17日から 令和9年3月16日まで (9か月間)	群馬県上野村が発注した村営住宅太陽光発電設備設置工事に関する指名競争入札で公正な競争を妨げたとして、公契約関係競争入札妨害の疑いで同社の使用人が逮捕されたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 3(3)イ
7	株式会社村上組	香川県高松市東ハゼ町877番地	令和8年7月6日から 令和9年5月5日まで (10か月間)	香川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、香川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3)
8	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	令和8年7月6日から 令和9年4月5日まで (9か月間)	熊本県八代市議が、当該事業者から賄略を受けたことにより、あつせん収賄罪で起訴されたことから、贈賄行為が明らかとなったため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 6(2)
9	フジバスク株式会社	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	令和8年7月8日から 令和9年7月7日まで (12か月間)	カンボジア商業省の職員に金銭を供与したことにより、代表役員等が不正競争防止法違反で略式起訴され、略式命令を言い渡されたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 1(2)ア
10	建装工業株式会社	東京都港区西新橋三丁目11番1号	令和8年10月5日から 令和9年8月4日まで (10か月間)	特定リノシス大規模修繕工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3)
11	リノ・ハピア株式会社	東京都大田区北千束三丁目1番3号			
12	株式会社J-BISメンテナンス	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号 堀内ビルディング7階			
13	株式会社リニューアルウイングス	東京都墨田区両国一丁目15番9号 ジーバック両国			
14	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号			
15	合人社エンジニアリング株式会社	広島県広島市中区袋町4番31号			
16	株式会社エム・トラスト	東京都日野市高幡1000番地の2 三井住友銀行高幡不動ビル5階			
17	南海工業株式会社	東京都世田谷区船橋三丁目26番7号			

No.	業者名	所在地	指名停止期間	理 由	備 考
18	株式会社翔設計	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番15号	令和8年10月5日から 令和9年8月4日まで (10か月間)	特定翔設計大規模修繕工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3)
19	株式会社サクラ	横浜市磯子区岡村七丁目35番の16			
20	株式会社イワサ・アンド・エムズ	東京都文京区湯島二丁目21番17号			
21	株式会社日装・ツツミワークス	東京都豊島区東池袋三丁目4番3号 NBF池袋イースト14F		特定リノシス大規模修繕工事及び特定翔設計大規模修繕工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	
22	ヤシマ工業株式会社	東京都中野区新井二丁目10番11号			
23	株式会社NAKAMURA	東京都品川区上大崎三丁目6番4号			
24	ニットクメンテ株式会社	東京都北区豊島七丁目25番6号	令和8年10月5日から 令和9年3月4日まで (5か月間)	特定リノシス大規模修繕工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	目黒区競争入札参加者 指名停止措置基準 第2条第1項 別表第2 2(3) ※第4条第4項第1号適用 (期間短縮)
25	株式会社シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋二丁目10番2号		特定リノシス大規模修繕工事及び特定翔設計大規模修繕工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたため。	